

内組合権の承認は、労働組合としていへば、必要かの正当な権利として主張されたものであつたが、使用者の権限の制約なし負担の承認をこうした点においていえば、組合権の承認は、企業内労働組合の存在を認めることとなり必然的かつ必要な「費用の負担」と考えられたるふうにいとである。それば、現代の労使関係において普遍的なじみがふる風するところなりといふ。第二は、「組合権」の保障といふ意味内容についてである。六八年法は、組合権の保障は、具体的な活動手段の保障なしには成り立たないことを示していゝ。「組合権」の保障は、労働組合の活動が、企業内において、実質的に保障されるとあらわす考え方によつてあるのである。

- (1) 保原喜志夫「フランスの企業内における組合活動」日本労働協会雑誌一九六六年一〇月号、「トランベの企業内の組合活動に関する法律」同誌一九六九年三・四月号、菊池高志「企業内における労働組合権の拡大——一九六八年の『フランスの立法』」神奈川法学六巻一号、田端「トランベの企業内における労働組合の権利」「現代の労働組合運動」巨大企業における労働組合」一九七六年。
- (2) J.M. Verdier, *Le droit syndical dans l'entreprise*, 2ème éd., Paris, 1979, p. 2.
- (3) Verdier, op. cit., p. 4. Verdier, Syndicats, Paris, 1966, p. 452.
- (4) J.O., Débats, A.N. 5 décembre 1968 et al.
- (5) J.O., Débats, A.N., op. cit.
- (6) Verdier, Le droit syndical..., p. 7.

(7) Verdier, op. cit., p. 31.

(8) V. Yves Madiot, *Le protocole du 7 janvier 1977 sur l'exercice des droits syndicaux dans la fonction communale*, *Droit social*, N°9-10, 1977, p. 332 et s.

(9) Le Bilan social de l'année 1968, Paris, 1969, pp. 267-268. 他の論述条項については、今回書を参照。なお同書の大九年以降の各年次報告書も参考された。

(10) Verdier, *Le droit syndical...*, p. 73 et s.

(11) Verdier, op. cit., pp. 78-81.

■特集—諸外国の企業内組合活動

イタリア「労働者憲章法」と 企業内組合活動

脇田 滋
(京都府立大学講師)

一 問題の背景

一九四八年施行のイタリア共和国憲法は、その第II九条第一項で「組合的組織 (l'organizzazione sindacale) は自由である」と規定していゝ。この規定は実質的に労働者の団結権を保障するものである。(1)国家による干渉・統制の否認、(2)使用者の団結権侵害の排除を内容としていると考えられる。戦後の労使関係において、労働者団結は、産業別全国組合あるいは地域別の組織など経

者の参加権 (diritto di partecipazione)」が提案されたような状況であった。したがって、当時は、団結権の内容を対使用者との関係において捉える意識は必ずしも明確であるとは言えなかつたと思われる。

企業・経営内における労働組合の影響力は生産の復興と戦後の政治的分裂が進む中で次第に減少し、使用者は強力な権限を回復していく。制憲議会にもこの状況は反映し、前述の「参加権」は制定過程で後退して結局、第四六条では規制する法律の範囲内での「経営への協力権」が承認されるにとどまつた。⁽³⁾ 企業・経営内の労働者組織としては、一九四三年九月二日、工業部門の労使の総連合間協定 (Fondazione della Federazione Italiana dei Sindacati di Lavoro - FISI協定) によって「内部委員会 (commissione interna)」が設けられて、それを当事者とする経営レベルの協約締結も認められた。しかし、一九四七年八月七日の協定は、内部委員会の協約締結能力を否認するなどその権限を縮小した。こうした傾向は、その後の一九五三年五月八日協定と一九六六年四月一八日協定の中にも認められるのである。内部委員会は、その基本的任务が「協同と相互理解の精神の下で、生産活動の正常な運行のために労働者と経営者の間に正常な関係を保つよう協力すること」に限定されていることや、委員の数が少ないために経営内の労働者の意見が十分に反映されていないことなど重大な欠陥を抱えていた。企業の中における使用者権限に対する労働組合の規

制力が減退する中で、一九五〇年代には企業中の専制的体制が確立し、労働組合の積極的活動家の差別的解雇をはじめとする団結活動への侵害的行為が頻発した。

したがって、憲法第三九条第一項の「組合の自由 (libertà sindacale)」を第二の側面との関連で具体的に保障することが重要な課題となつていく。

イタリア労働総同盟のディ・ヴィットリオの「労働者憲章」の提案 (一九五二年) や、一九五九年の議会調査委員会によるイタリアの工場内での実態調査、一九六六年の個別的解雇規制法は、この課題に応えようとするものであった。他方、労働の現場では一九六〇年代はじめから技術革新・合理化による労働密度の高まりやアメリカ的労務管理の導入などの結果、職場」とに労働者の要求が変化し、また多様化する中で、従来の産業別全国協約による労働条件の規制に代わり新たな方式を求めて労働者の自然発生的運動が生ずることになつた。全国産別組織は、この運動を吸収して「協約の分節化 (articolazione)」によって交渉レベルを企業・経営の段階に下げるとともに、全国協約の

中で企業内組合活動に関する諸権利を承認させることに成功する。こうした動向を背景として、一九七〇年五月二〇日に「労働者憲章」法が成立して、労働の場所における労働者の自由と尊厳、組合の自由、組合活動の保障が明文で規定されたことになった。

次章では、制定後一〇年を経てイタリアの労使関係においてこの「労働者憲章」法が企業内での労働組合活動に対してもどのような影響を及ぼしているかを検討することにしたい。

(1) イタリアの団結権については、拙稿「イタリアの団結権と争議権の特質——個人たる労働者の集団的権利——」日本労働法学会誌「労働者と労資関係」新評論、一九七六年、第四章等参照。

(2) この点については、河野穂『イタリアの労働者と労資関係』新評論、一九七六年、第四章等参照。

(3) 第四六条を実施する法律はその後制定されず、労使関係の状況の変化もあって、この規定は空文化している。

(4) Le commissioni interne nella disciplina degli accordi interconfederali, Milano, 1963.

二 職場における自由と尊嚴

憲章法は、その第一章の中で労働の場所における労働者個人の自由と尊厳を宣言し、いくつかの具体的な措置を規定している。とくに、労働者の個人としての尊厳を侵害する使用者の監視行為や

検査または調査行為が禁止あるいは制限されること (第二条ないし第六条、第八条)とともに、懲戒権や配転命令権などの使用者権限に新たな内容の制約を加え (第七条、第一三条)、解雇権に対する

る制限も強化している（第一八条）。これらの諸規定は、組合、政治、宗教、性別を理由とした差別待遇を禁止する第一四条とも相まって、一般的に労働者の人格的諸権利を保護する。

自由については、第一条が次のように規定している。

「労働者は、政治的意見、組合・宗教上の信念のいかんにかかわらず、労務を給付する場所において、憲法の諸原則および本法の諸規定にのっとり、その思想を自由に表明する権利を有する。」

この規定は、憲法第二一条が次のように保障する表現の自由を確認したものである。

「何人も、自己の思想を、言論、著作その他のすべての宣伝手段により、自由に表明する権利を有する。」

憲章法第一条は、すべての市民が享有するこの表現の自由が使用者に従属する労働者にとって十分には行使され得ない状況にあることから、組合活動に限定することなく企業施設内部（労務を給付する場所）での表現活動一般の自由を繰り返して宣言するのである。

表現活動の内容は、名譽毀損や侮辱など刑法その他に反したものでない限り、問題にならない。

「インドシナ人民の反米闘争」支援カンパ署名の呼びかけを含み「世界平和」を訴えるビラを労働者がが頒布した事件で、ミラノ区裁判所は、当該ビラ頒布によって企業主の財産権も、労働契約上企業主に生ずる諸権利も侵害されないことを理由

に、ビラ頒布が憲章法第一条によって保護された政治的意見表明の自由に含まれると判示している（一九七〇年七月二四日判決⁽³⁾）。また、「ニクソンが北ベトナムを破壊している。ベトナム人民の人道的損害や苦しみは計り知れない。このような残酷や人命無視の例はヒットラー以来である。イタリアの労働者とその組織は、爆撃を停止させ、尼克ソーンに平和協定を調印させるよう行動せよ。」という内容の木版文字の文書を貼付した労働者（後述する経営内組合代表であった）に対して科せられた懲戒処分について、同じミラノ区裁判所は一九七三年六月一五日の判決で、生産活動に影響がない限り、憲法第二一条は個別労働者にもその集団にも無条件で適用される旨判示し、当該処分は違法であると結論した。⁽⁴⁾以上の政治的内容のもの以外に、労務管理や経営方法に関する否定的評価を表明することも憲章法第一条によって保障されると考えられている。

次に、表現活動の方法や手段については憲章法第一条には「憲法の諸原則および本法の諸規定にのっとり」という要件が存在するにすぎない。ビラ頒布や文書の貼付といった通常の宣伝方法に加えて、同法第三章に掲示された全員集会（第二〇条）、直接全員投票（第二一条）を含めた職場での集会方式も正当な手段と考えられる。問題となる

う点である。まず、休憩時間内や労働時間外には労働者は何ら労働の義務を負わないでのこの間の宣伝活動は自由である。労働時間内の活動については一般に労働者は契約上労働義務を負っているので、通常求められる程度の専念性に従って勤務しなければならないという限界が設けられることになる。しかし、このような労働義務は不確定でありますため明確な限界を画定することが困難であり、逆に労働者の表現活動を制約する虞があるのです。憲章法第二六条が挙げる次のような客観的な基準が第一条の表現活動にも適用されるという見解が学説の一部や判例によって支持されている。「第二六条第一項 労働者は、通常の経営活動の展開をさまたげない限り、労働の場所の内部で、自己の組合組織のため組合費を徴収し、かつ加入の勧説活動（opera di proselitismo）をなすことができる。」（傍点筆者）

たとえば、トリノ区裁判所はフィアットの生産現場で労働に従事していた労働者にビラを組織的に配布した事件の判決の中で、「政治的組合的宣伝活動は作業の休憩中に会社の食堂の中で行うことができるが、通常の経営活動の展開をさまたげる要因となるときは現場で作業中に行うことはできない」と判示した（一九七二年一月二九日⁽⁵⁾）。

(1) 「労働者憲章」法に関する邦語文献の中では、ティツィアーノ・トレウ・山口浩一郎編『イタリアの労使関係と法』日本労働協会、一九七八年、山口浩一郎「労働者憲章」

法とその後の「労使関係」社会科学院研究二四卷四号、拙稿「イタリアにおける配転の法理」一九七〇年『労働者憲草』法第一三条を中心とする——季労第一〇九号一四八頁以下等参考照。

- (28) D. Napoletano, Lo statuto dei lavoratori, Napoli, 1971, p. 25 ss.
(29) Pret. Milano, 24 luglio 1974, in Riv. giur. lav., 1970, II 593.

III 労働者個人の組合活動の保障

憲章法は右のように職場における労働者の表現の自由一般を保障するだけではなく、その第二章（組合の自由）と第三章（組合活動）の中で労働者個人が組合活動を行う諸権利を規定しているので、次にこれらの内容を簡単に見ておこう。

11 職場における組合の自由

まず第一に、第二章の冒頭第一四条では、労働の場所における労働者の組合結成と組合活動の権利が確認される。この規定は、憲章法の最初の草案には見られなかったが、憲法第三九条第一項の内容を確認するところだ。後述する経営内組合代表との関連で曖昧な解釈の余地を残さないようするために導入されたことになった。すべての労働者は、自らのニーシャチブに基づき創造された形態に従って組合組織を形成したり、その組織に

(4) Pret. Milano 15 giugno 1973, in Orient. giur. lav., 1973, 477; Napoletano, Statuto dei lavoratori e nuovo processo del lavoro (Rassegna semestrale di giurisprudenza) 6, Napoli, 1975, p. 8 s.
(5) Pret. Milano 14 dicembre 1971, in Orient. giur. lav., 1972, 110.
(6) Pret. Torino 29 novembre 1972, in Napoletano, Statuto cit., 4, 1973, p. 7 s.

たは職務の割当における差別、勤務地変更における差別、懲戒処分における差別を行うことや、その他の不利益待遇を行うことは無効である（第一五条）。また、使用者が財政その他の援助によって「御用組合(sindacati di comodo)」を結成し維持する行為も禁止される（第一七条）。⁴⁰ 一方で、組合的行為に対し特別な救済手続が定められており、⁴¹

2 全員集会(Assemblea)

憲章法第一〇一条は、労働者がその職場で集会を繰りに加入するため強制する「(tolleranza sindacale)」を、「過激的団結権(Libertà sindacale (negativa))」を侵害する違法なものと考えられる。以上のようないくつかの内容は、労働者が労働者団結の発展の基礎であるという労働組合運動の指導者の発言を考えるならば、憲章法全体の根本理念につながるものと考えられるやう。

労働者の活動は多様であり、前述した第二六条の加入勧誘(proseltitismo)というかわめて一般的な宣伝活動以外に、次に検討する全員集会や直接全員投票など個々の労働者が直接に参加する形態

時間外については特に制限がないのに対し、労働時間内の場合には、年一〇時間の範囲内で通常の賃金が支払われるが、これは有給の集会時間の最低限であって協約によつてより有利な時間数を約定することができる。また、有給でない労働時間内集会の時間的制限は何ら存在しない。

全員集会権行使の方法については労働協約で規定されるのが通常であるが、次にその代表的な規定例である一九七三年四月一九日の金属機械産業全国協約の条項を紹介しよう。

「全員集会」

一九七〇年五月二〇日法第三〇〇号第二〇〇条所定の全員集会権行使は次の方法を尊重して行うものとする。

(1)召集は使用者に対し二日前に議事内容を特に示して通告するものとする。

(2)労働組合または経営内組合代表は労働時間の終わりから始めに有給全員集会を召集することになるであろう。

(3)労働組合または経営内組合代表は、労働時間中に行われる労働者グループの有給全員集会を召集する場合には、当該集会に無関係の他の労働者の通常業務の継続に関連した必要を考慮しなければならない。

(4)労働が交替制で行われている生産単位の場合には、全員集会は同じ日に二つの集会に分けて行なうことができる。

(5)労働時間中に集会を行う場合は、いずれしても人の安全と施設の保安を確保する必要を考慮した方法によって行われるものとする。

(4)項と(5)項に関する実施細則は経営レベルで決定されるものとする。

労働組合の経営外の役員が全員集会に参加しようとするとする場合には、その名前を事前に経営者に通告しなければならない。」

組合代表だけでなく、外部の労働組合によって行われる。使用者は通告があった場合には集会に適切な場所（食堂その他のより広く適当な場所や、生産の現場等）を提供しなければならないのである。

した場所（食堂その他のより広く適当な場所や、生産の現場等）を提供しなければならないのである。それを拒否するとは第二八条の反組合的行為に該当すると考えられる。全員集会の召集は、右の協約の例のように事前に使用者に対して通告されなければならないが、後で検討する全員直接投票や掲示の場合と同様に、集会で扱う事項は「組合および労働者の利害に関する」ものでなければならぬ。労働関係に直接の関連をもたない住宅、教育、医療、財政制度などの「社会改革（riforme sociali）」にかかる問題も従属労働者の物質的・精神的地位に著しく大きな影響を及ぼすので、全員集会の論議の対象となる（マラノ裁判所一九七〇年一〇月二八日判決⁽⁸⁾）。純粹に政治的な問題については判例は必ずしも一起していな

い。⁽⁹⁾ストライキ中に全員集会を召集することができるかという問題についても一部の判例はストライキ中には全員集会を行う権利は停止されると考えるのに対して、支配的判例は次のように述べて召集を肯定している。

「ふつに短期間のストライキの場合には、緊急に、獲得した成果を集団的に検討し、方針を決定するため労働者は、全員集会が適当であると考える場合にはストライキ中でも召集する」のがだれか。憲章法第一〇条ほどの点で何の制約も定めていなか（マラノ裁判所一九七一年一月九日判決⁽¹⁰⁾）。

3 直接全員投票 (Referendum)

憲章法は、前述の全員集会以外に組合活動への労働者の幅広い直接的参加を実現するための手段である直接全員投票を保障する（第二二一条）。この投票は、経営内組合代表全員が召集し、関連労働者全員が参加できるように実施されなければならない。投票の対象となる事項の性格については、全員集会と同様な問題がある。

使用者は、経営の内部で投票を実施することに同意する（consentire）義務を負うが、妨害しないことだけではなく、場所の提供等の便宜をはかることも義務の中に含まれていると考えられる。

現実には、労働組合はこの手段を活用したことが少なく、協約にも規定されたことはないと語られている。従って、判例も少な。

(1) Gino Giugni, *Lo statuto dei lavoratori*, Commentario, Milano, 1979, p. 208.

(2) Ennio Triggiani, Commento allo art. 19, in G. Giugni, Commentario cit., p. 220 ss.

(3) Luciano Lanza, *Intervista sul sindacato* (a cura di Massimo Riva), Bari, 1976, p. 58. (マチーノ・ラーナ『イタリアの労働運動』(松田訳)新日本新書七一頁参照)

(4) Gaetano Veneto, Commento allo art. 20, in G. Giugni, Commentario cit., p. 340 ss. 一九七五年から一九七六年の協約⁽¹¹⁾も、憲章法の適用範囲（第三五条参照）

外の從業員一五人未満の生産単位で業務する労働者にいじめ、いじめの条件を付し、全員集会のための有給の年間総集計時間(un monte-ore)に対する権利が承認された(民間金属機械、化粧、建築の各産業別全国協約)。

(15) P. Corrado e altri, Commento al contratto collettivo di lavoro per la industria metalmeccanica (privata) 19. 4. 1973, Milano, 1974, p. 39 ss.

(16) Pret. Valdagno 25 marzo 1974, in Foro it. 1974, I. 3236 e Napoletano, Statuto dei lavoratori e nuovo processo del lavoro Rassegna di giurisprudenza 7/8/9, Napoli, 1977, p. 105 ss. かゝる裁判所の判決は、監督の母法が組合代表が組合に全員集会をなすたるにあつて、外縁の組合に全員集会

召集権が帰属すると言ふことだ。判例の一致した傾向である。たゞ、Pret. Milano 28 ottobre 1970, in Riv. giur. lav., 1970, II, 709.

(17) Pret. Milano 28 ottobre 1970, cit.

(18) 刑法典の規定の改革問題が全員集会の論議の対象となるかといふ事例で、これが「地裁は」の判決の中で相反する結果を得た(Trib. Treviso 23 agosto 1971 e 29 ottobre 1971, in Napoletano, Lo Statuto cit. 2/3, p. 124 ss.)。

(19) Trib. Parma 2 marzo 1972, in Napoletano, Lo Statuto cit., 4, p. 174.

(20) Pret. Milano 9 novembre 1972, op. cit., p. 175.

(21) Carlo Smuraglia, Encyclopédia dei diritti dei lavoratori, p. 212.

(consiglio di fabbrica)へ考へる者などがあ

り、統一的見解は見られない。

この組合代表には、第三章所定の組合活動に関する諸権利の主体になるなど特別な法的保護が与えられる。使用者は、このよだな法的保護

を組合内組合代表以外の労働者の組織に与える場合に、第一七条の禁止する「財政的も」へばん

の他の手段を用いて労働者の組合を維持する」という「通用組合(sindacato di comodo)」とされる。

専説の判例の中で最も論議された問題は、「憲章法によって特別な保護を与えられる組合代表の結成が第一九条で一定の資格を有する組合に限定されてゐる点である。すなわち、そのような

限定が憲法第三十九条の「組合の自由」や憲法第三

条の「平等」原則に反するのではないかといふ疑問から、第一九条の合憲性を肯定する見解と、それを否定する見解が対立するなどになった。この論争は、一九七四年三月六日の憲法裁判所判決第五四号において第一九条の合憲性が確認されたところより沈黙する結果となつたので、ここでは詳しい経過については省略し、この判決の内容を簡単に紹介するにとどめたい。

判決は下級審の中でも提起された憲章法第一九条が違憲であるといふ、くつかの抗弁に答えるものであり、結論としてその合憲性を確認したが、その理由は次の通りである。

（a）全國レベルで最も代表的な組合連合に加盟していける組合。

（b）組合内組合代表の選出の要件を充足する「組合内組合代表(rappresentante sindacale aziendale)」である。この要件は次の通りである。

（c）全國レベルで最も代表的な組合連合に加盟していける組合。

①憲章法の制定者は、すべての労働者に対して、労働の場において組合を結成し、それに加入し、組合活動を展開する権利を保障した（第一四条）。

が、企業の生産活動に特に影響を及ぼす（*indis-*
sive）経営内組合代表に固有ないいくつかの機能は、その機能を遂行するために必要と同法の考える諸要件を充足する組合に対して労働者自身によって付託されるということも定めた（第一九条）。

②憲章法の制定者は、第三章所定の組合権の主体をa項とb項の要件に対応する組合とするところによつて「合理的かつ意識的」選択を行つた。このようにして、少数の労働者を代表する組合諸組織が無統制に出現することは避けられた。こうした組織は、きわめて多様で相互に対立する個別的利益を擁護して経営に介入し、広範囲な目的をもつ規定の適用を求めるを得ることになれば、経営の活気、企業主の熱意、労働者自身の集団的利益の実現を危険にさらすか、妨害することになるであろう。

③この立法者が行つた選択の合理性は、採用された基準の有効性によつて確認される。つまり、a項の基準の根拠は、多くの総連合間の比較であるのではなく、それらの総連合の代表能力が「実効的であること」にある。b項の基準は、すべての個別の組合が実行可能な特別な行為に明確かつ客観的に言及している。

④このように立法者の行った選択と、それに関する基準が合理的であるから、憲章法第一九条は

憲法第三条と第三九条に違反しないのである。

次に、第一九条のa項については、CGIL、CISL、UILの三大総連合がその要件を充足することに異論がないが、ネオ・ファシスト系のCISNALや独立労働者の組合であるCISAとその他の少數組合は「最も代表的な総連合」か否かが問題となつた。学説はCISNALは部門ごとに均衡ある勢力を有していないことを理由に否定的立場をとるのに對して、判例は逆にCISNAL等の代表性を肯定する傾向にある。

経営内組合代表は、従業員の中から選ばれ人数の限定はない。第一九条は「労働者の提案（initiativa）」に基いて選出されること以外に規定していないので、選出方法は、選挙でも指名でも構わない。また、「提案」は生産単位の過半数の労働者によるということをも要請されていない。たとえば、ある生産単位に所属組合員が一人しかいない労働組合であつても第一九条の要件を充たす場合には、経営内組合代表を指名することができる。

賜暇をうけるのは「任務の遂行」のためであるが、その範囲は経営の内部組織としての経営内組合代表に固有な問題すべてに及び、団体交渉や集会、会議への参加、加入勧誘活動などの形態がそれに含まれる。さらに、最近の判例によれば、経済、雇用、環境、社会、政治等の問題に関連する事項での活動も「任務の遂行」に該当すると考えられている。

2 就業時間中の「賜暇」の保障

企業・経営における組合活動のために、憲章法は何種類かの「賜暇（permesso）」の権利について規定している。まず、第二三条と第二四条によれば、経営内組合代表の役員は、その任務を遂行するために、有給または無給で職務を免除されれる権利を有する。次に、労働組合の全国および県の執行機関の役員については、第三〇条が、この機関の会議に参加するために有給の賜暇を受ける権利を有すると規定している。

第二三条は、労働協約がより有利な条項を定めている場合を除き、権利の主体となる役員の人数や賜暇の時間数の最低限を定めている。それによれば、たとえば、二〇一人以上三〇〇〇人の労働者を雇用する生産単位では、三〇〇〇名ごとに、一年の経営内組合代表役員に毎月八時間の賜暇が有給で保障されることになる。さらに、第二四条によれば、右の役員が団体交渉や会議等に参加するため、年八時間を下まわらない範囲内で無給の賜暇をうけることができる。

賜暇をうけるのは「任務の遂行」のためであるが、その範囲は経営の内部組織としての経営内組合代表に固有な問題すべてに及び、団体交渉や集会、会議への参加、加入勧誘活動などの形態がそれに含まれる。さらに、最近の判例によれば、経済、雇用、環境、社会、政治等の問題に関連する事項での活動も「任務の遂行」に該当すると考えられている。

権利の行使にあたっては、原則として有給賜暇は二四時間前に、無給賜暇については三日前に、使用者に書面で通知しなければならない。学説と

判例によれば、使用者は労働者から賜暇の申請があつた場合に、生産や技術等の経営の必要によつてでもそれを拒否することができない。⁽¹²⁾

3 ピラ貼り(Affissione)の権利

憲章法第一五条は、次のように企業施設内でのピラ貼りの権利を保障する。

「経営内組合代表は、生産単位内の全労働者が近づきあうる場所に、使用者が予め用意する義務を負う適當なスペースの上に組合の利益に関する事項および労働に関する事項に、固有の印刷物、文書、告示を貼付する権利を有する。」

この規定も、既に協約等で認められていた内容を確認し一般化するものである。権利の主体は、少数の判例等を別として経営内組合代表に限定されると解されている。権利の内容は、①使用者に対して適當なスペースを提供させることと、②意義におけるピラ貼り(掲示)を行う権限といつての面に区別される。前者は、使用者の債務を一方的に生みだすものであつて、使用者がスペースを提供しない場合には第一八条の特別な救済手続によつて履行を強制することが可能である。後者については、この権限は他人の物に対する「利用権(Ci diritto di godimento)」に属するものであつて、そのスペースは経営内組合代表によつて独立して正当に占有されることになる。したがつて、使用者だけでなくそれ以外の者の侵害行為に対し民法典第一一六八条二項に基づく占有回収の訴

を提起することができるという見解が主張されている。⁽¹³⁾何が「適當なスペース」かについて限定はない、掲示板、パネル板等が一般的であるが、使用者が工場内の大時計付近の壁にピラが貼付されるのを黙認していた事例で、この壁をそのスペースとして認めた判例がある。⁽¹⁴⁾

ピラの内容については、「組合の利益に関する事項および労働に関する事項」という限定があるが、全員集会や賜暇の場合と同様の問題が存在している。問題となるのは、とくに、内容について使用者が独断で範囲外のものとして自力撤去できるかという点であつて学説と判例の中では、相対立する見解があり一致した傾向は見られない。⁽¹⁵⁾

4 組合事務所(Locality)

憲章法第二七条は、企業内組合活動のために使用者が一定の場所を提供する義務について規定している。その第一項は次の通り規定している。

「從業員二〇〇人以上の生産単位の使用者は、

p. 328.

経営内組合代表に対し、その職務を遂行するため、生産単位の内部またはその直接の近隣に適當な共同利用の場所を永続的に供用させるものとする。」

また、その第二項は以下の通りである。

「從業員が右を下まわる数の生産単位におこして、経営内組合代表は、請求をした場合に、この会合に適した場所を利用する権利を有する。」

この第二七条の認める権利については、その性格について前述した第二五条のピラ貼りの権利と同様のことが問題となつてゐることを指摘して、いわば詳細を省略する。

憲章法制定以降の協約例の多くは、右の第二七条を下敷にしている。

右の第一項によれば、経営内組合代表はその成立を使用者に通告するだけで、共同利用の場所を永続的に利用する権利をもつ。これに対して、第二項の権利は、利用する場合ことに使用者に対する請求をもつて生ずるものである。第一項にいう「適當な場所」とは、単に会合をすることができるだけなく、組合活動の計画を立てたり文書を保管することができる事務所でなければならぬ。⁽¹⁶⁾

この第二七条の認める権利については、その性質について前述した第二五条のピラ貼りの権利と同様のことが問題となつてゐることを指摘して、いわば詳細を省略する。

(1) Giugni-Curzio, Commento allo art. 19, in Lo statuto dei lavoratori. Comentario, diretto da G. Giugni, Milano, 1979,

(2) 経営内組合代表には、憲章法第四、六、一八、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二七、二九条の中で特別な地位が認められてゐる。

(3) Pretura Milano, 21 novembre 1974, in Riv. giur. luv., 1975, II, 439. じゆ判決の中では、経営内の独立組合に対して経営内組合代表に与えられる保護を拡張することは、必ずしも憲章法第一七条の禁止する援助になるわけではないが、結成過程に使用者が干与したことが明白であり、保護の拡張の理

由に根拠がない場合は、第一七条によりて
離出する権利がある。」とある。

(4) Corte Cost. 6 marzo 1974, n. 54 in Riv. giur. lav., 1974, II, 338. Giugni-

Curzio, Commento, cit., p. 310.

(5) Giugni-Curzio, op. cit., p. 317. 梁寧6号 やせだいせきりゅう ひやくじゆく だいせきりゅう

出の罪状(Trib. Massa, 15 gennaio 1974, in Riv. dir. lav. 1974, II, 143) が、労働者問題詔勅委員会の代表の派遣を擧げて、OISNAの「代表性」を認めた。

(6) Pret. Cascina 8 marzo 1972, in Dir. lav., 1973, II, 15.

(7) Trib. Reggio Calabria 25 luglio 1972, in Not. C. G. I. L., 1973, 580.

(8) Assanti-Pera, Commento allo statuto dei diritti dei lavoratori, Padova, 1972, p. 243.

(9) permesso され、労働組合による労働関係で短期間、いつまでも一日を超えない期間、職場を離れるための許可やれるといふ意味。英語では、time off from the job と略記す。cf. Mario Grandi, L'attività sindacale nell'impresa, Milano, 1976, p. 183, n. 80. (10) 第二三一条第1項では、1000人を上回る生産単位では、わざと従業員100人以上は役員一人が付加される。100人以下の経営においては、各経営内組合代表とともに役員一人が、従業員一名につき年一時間を下さらない範囲で有給賃暇の権利を享有される。後者については、一九七六年五月一日の民間金属機械業全国協約の中では、年一時間が一時間三〇分に増加された。現実の慣行では「総集時間(monte-ore)」方式

が採用われてゐる。

(11) 地域組合委員会が呼ぶかたた雇用の経済の問題に關する集会に参加する経営内組合役員は有給賃暇の権利を有するとの判決した。

(12) ナンバツ Pret. Brescia 28 giugno 1972, in Orient. giur. lav., 1972, p. 762.

(13) Pret. Pisa 25 marzo 1974, in Foro it.,

H 救済手続

右に検討してきた企業内における労働者または経営内組合代表の諸権利を保護し、その侵害を除むべきだなど、憲章法第二八条や、従業員の組合の自由を制限しようとする使用者のすべての活動を一般的に禁止し、それを阻止するための緊急手続を規定している。

やなわら、区裁判所(pretore)が、関係全国組合の地区組織の訴えに甚であ、簡単な事情採査を行なへ、使用者が「組合の自由の行使および組合活動の行使やストライキ権の行使を制限する」

ふる、しかなる方法であれ実際に行はれたるを確認した場合には、その使用者に対して、その違反行為を阻止するかその効果を除去する旨の即時執行命令を発する。この命令を遵守しない使用者は、三ヶ月以下の拘禁または八〇〇〇〇リラ以下の罰金に処せられる。

右のような第二八条は、「憲章に命ぜられた諸原

1974, 2212.

(14) Umberto Carabelli, Commento allo art. 25, in Lo statuto dei lavoratori. Commentario, cit., p. 411 ss.

(15) Trib. Pisa 31 dicembre 1975, in Dir. lav., 1975, II, 417.

(16) U. Carabelli, cit., p. 422 ss.

(17) Trib. Monza 24 aprile 1971, in Riv. giur. lav., 1971, II, 728.

ILO・企業内における労働者代表の保護と便宜供与

寺田 博
(高知短期大学助教授)

はじめに

現代の労働組合運動において、組合活動の主たる場が職場にあることは組織形態の相違をこえた事実である。ところで、わが国の職場の現実は、日経連会長の「職場安定帯」に端的に言い表わされている。六〇年代以降の「合理化」の拡大、深化とともに「職場の空洞化」現象のなかで、組合活動による職場施設の利用の制限・禁止、就業時間中の組合活動の禁止、職場規律保持を理由とする活動の制限にみられる、組合活動権の形骸化が猛烈に進行している。こうした現象に呼応し、それを助長するように組合活動を違法視する判例が増大し、従来の組合活動法理を批難する学説が主張されている。そこでは、「使用者に帰属する施設を利用して組合活動を行うこと……は、労働組合の対使用者関係における自立性・対抗性と矛

盾する論理であり、……わが国の労働組合が一般に企業別組織形態をとるゆえに企業内組合活動が必要不可欠であるとしても、労働者にとって必要だからと言って使用者側に受忍義務が生ずるという法論理には納得しかねる」。したがって「労働者の労働組合活動は、原則として就業時間外にしかも事業場外においてなすべきであって、労働者が事業場内で労働組合活動することは使用者の承認がない限り当然には許され」ないとされ、その結果、リボン・腕章・ハチマキ等の着用とビラの貼布・配布、組合掲示板の利用、組合事務所の使用など労働組合に対する便宜供与がいづれも否定されるに至っている。

わが国の職場における組合活動を否定する潮流は、ILOが企業内組合活動権の保障に努力してきた方向に逆流するものである。すなわちILOは一九四四年、フィラデルフィア宣言で「結社の自

の立法措置として、一九四八年の「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」(八七号)と一九四九年の「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」(九八号)を採択した。八七号条約は、労使団体の対国家権力との関係における自由結成、自主運営と労使団体相互の関係において干渉をうけない権利を保障し、九八号条約は、八七号条約一一条の原則の具体的適用について定め、労働者は反組合的差別待遇から、また、労働組合は使用者団体が直接・間接に行う干渉に対して、十分な保護を受けることを規定している。しかしながら、この条約は、団結権の保護にかんする最小限基準であつて、一般的の原則を述べているにすぎず、労働組合に対し何ら積極的措置を講ずるものではなかった。

一方、西欧の労働組合は、戦後の技術革新・合理化のなかで変動する労働者の広範な利益を擁護するために、従来の企業外に組織された組合による、地域を基盤にした活動から、企業を基礎にした活動に転換しなければならなかつた。労働組合機能の企業内への浸透とそれに伴う企業内組合活動の権利の要求は、使用者の企業施設についての排他的主権と衝突し、企業内組合活動に対する様々な抑圧を生むこととなつた。しかし、企業内における組合活動の展開は、使用者の自由をひとつひとつきりつめ、組合掲示板の設置やビラ配布、組合費徵収の自由等々の施設利用についてのル

